

## 郡山市男女共同参画推進事業者表彰等の選考に関する要領

平成 30 年 8 月 6 日制定  
令和 3 年 12 月 28 日一部改正  
[市民部男女共同参画課]

### 第 1 趣旨

「郡山市男女共同参画推進条例」(以下「条例」という。)第 15 条に基づく事業者の表彰等について、「郡山市男女共同参画推進事業者表彰等実施要綱」(以下「要綱」という。)に定めるもののほか郡山市男女共同参画推進事業者表彰の選考に必要な事項を定める。

### 第 2 欠格条項

応募時に、次の各号のいずれかに該当する事業者は、表彰の対象としない。

- (1) 市税を滞納している事業者。
- (2) 郡山市物品調達契約に係る指名停止等措置要綱(平成 20 年 12 月 1 日制定)及び郡山市建築物等維持管理業務委託契約に係る指名停止等措置要綱(平成 20 年 12 月 1 日制定)、郡山市工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成 13 年 4 月 24 日制定)に基づく指名停止期間中の事業者(応募日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む)。
- (3) 前各号のほか、表彰することが適当でないと市長が認める事業者。

### 第 3 選考方法

選考は、応募の際に提出された「郡山市男女共同参画推進事業者表彰応募用紙」(要綱第 4 条第 3 項に定める別記様式)その他の提出資料による書類選考とし、郡山市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)において選考する。

### 第 4 選考基準及び評価方法

- (1) 被表彰候補者の選考は、次に掲げる審査項目の審査結果により行う。

- ア 人権に配慮し、誰もが働きやすい、または活動しやすい環境づくりに努めているか。
- イ 女性活躍推進に積極的に取り組んでいるか。
- ウ 家庭生活とその他の活動との両立支援を図っているか。
- エ その他誰もが共同して参画する社会づくりに積極的に取り組んでいるか。

- (2) 評価は、(1)に掲げる審査項目について、要綱第 4 条第 3 項に定める応募用紙におけるチェック項目を参考に、採点項目(20 項目)ごとに以下の 5 段階で評価するものとする。(別紙「事業者表彰審査表」のとおり)

| 評価 | 特に優れている | 優れている | 普通 | やや劣る | 劣る |
|----|---------|-------|----|------|----|
| 得点 | 5       | 4     | 3  | 2    | 1  |

- (3) 選考は、以下の方法により行う。

- ア (2)に基づき、審議会委員(以下「委員」という。)が個別に評点する。
- イ 70 点を基準点とし、各委員の評点の平均点(小数点以下切捨て)が基準点以上の事業者を被表彰候補者とする。ただし、本事業により、過去に表彰された事業者にあっては、表彰を受けた後、さらに発展的な取り組みをしていると認められる事業者に限り被表彰候補者とする。

また、平均点が基準点に満たない場合であっても、業種、社会貢献度等を考慮し、その取り組みが特に顕著であると認めるときは、被表彰候補者とすることができる。

ウ 被表彰候補者の数は、市長が予算の範囲内において決定するものとする。

エ 応募者の中に被表彰候補者としてふさわしい事業者がないときは、その理由を明らかにしなければならない。

#### 第5 結果通知

選考結果は、応募者全員に通知する。

#### 第6 公表

公表は、要綱第6条に定めるもののほか、こおりやま男女共同参画情報紙へ掲載するとともに、必要に応じ、広く行うものとする。

## (別紙) 事業者表彰審査表

委員氏名 \_\_\_\_\_

| 項目  |                       | 事業者名 |           |           |           |
|---|-----------------------|------|-----------|-----------|-----------|
| 1<br>男女<br>平等<br>の<br>環<br>境<br>づ<br>く<br>り         | ① ハラスメント防止対策          |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ② 従業員のための相談体制の整備      |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ③ 改善提案制度の活用           |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ④ トイレ・更衣室など施設・設備の環境整備 |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ⑤ パートと正社員との均衡         |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ⑥ その他                 |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
| 2<br>女<br>性<br>活<br>躍<br>推<br>進                     | ① 採用枠や職域の拡大           |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ② 企画立案への参画            |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ③ 女性の管理職への登用          |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ④ 能力や適性に応じた評価及び配置     |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ⑤ 資格取得支援・昇進試験等受験の奨励   |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ⑥ その他                 |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
| 3<br>仕<br>事<br>と<br>家<br>庭<br>の<br>両<br>立<br>支<br>援 | ① 妊産婦のための休暇制度の活用      |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ② 育児・介護休業制度の活用        |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ③ 休業からの復職支援           |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ④ 再雇用への配慮             |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ⑤ 働き方改革               |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ⑥ ボランティア休暇等の活動支援      |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
|   | ⑦ その他                 |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
| 4<br>そ<br>の<br>他                                    | ① その他男女共同参画の積極的な取り組み  |      | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 | 5 4 3 2 1 |
| 得 点   |                       |      |           |           |           |

※評点について

|     |         |       |     |      |     |
|-----|---------|-------|-----|------|-----|
| 評 価 | 特に優れている | 優れている | 普 通 | やや劣る | 劣 る |
| 得 点 | 5       | 4     | 3   | 2    | 1   |